

中高生の居場所づくり事業運営候補者選考基準
(松戸地区)

1. 基本事項

中高生の居場所づくり事業を委託する業者を公募により募集し、選考委員会により選考し決定する。

審査点は、別紙「中高生の居場所づくり事業公募選考票」（以下「別紙選考票」という。）に従い、採点を行う。

2. 配点

評価項目に40点を配分し、満点を40点とする。

3. 審査点の算出

審査点の算出は、原則として採点者の点数を平均し算出する。

評価項目は、別紙選考票に示す重要度ABCに応じて3種に設定した配点に応じて採点する。

4. 評価の方法

審査点を算出し、最も高い者を事業者として選出する。

審査点が最も高い者が複数ある場合は、重要度がAの評価項目のみの点数で再度集計し、その最も高い者を事業者として選定する。この場合でも審査点が最も高い者が複数ある場合は、更に重要度A及びBの評価項目についての点数で再度集計し、その最も高い者を事業者として選定する。

なお、審査の結果、評価点の7割に満たない応募者については、応募者が1者の場合であっても、選定しない。

中高生の居場所づくり事業公募選考票（松戸地区）

評価項目	重要度	配点
(1)子育て支援の目的		計4点
ア 基本的考え方	A	4
(2)連携		計11点
ア 地域や会場とのかかわり	A	4
イ 利用者とのかかわり	A	4
ウ 児童館等との連携	B	3
(3)本事業の企画案		計4点
ア 行事、イベント等の計画	A	4
(4)職員、スタッフの配置		計5点
ア 事業担当職員数	C	2
イ 職員の質の向上	B	3
(5)安全対策		計3点
ア 防犯・保健衛生	B	3
(6)経営基盤		計9点
ア 健全経営	B	3
イ 居場所づくり活動等の実績	B	3
ウ 人事(人材育成、事業責任者)	B	3
(7)コスト		計4点
ア 見積金額	A	4
評価合計点(40点満点)		